

## 政策・土木交通常任委員会

開催日時 平成 25 年 10 月 8 日（火） 13 時 31 分～15 時 31 分

開催場所 議員室

### 議事の概要

#### 【土木交通部所管分】

##### 1 付託案件

##### (1) 議第 141 号 滋賀県流域治水の推進に関する条例案について

参考人：虎姫の治水を考える会 山内健次 会長

竜王町弓削自治会 坂田一男 会長

甲賀市議会 中西弥兵衛 議員

山内参考人からは、条例について事前説明を受けていない、当面必要な河川整備をしてもらいたいなどの意見が出された。

坂田参考人からは、住民との対話がなされていない、地域指定や規制は地域の疲弊を招く、建築規制と罰則は条例から削除すべきであるなどの意見が出された。

中西参考人からは、水害の危険性を啓発し、土地利用規制をすることは効果的である、ほかの規制でもまず条例化してから説明する手順でやっているなどの意見が出された。

委員からは、継続審査を求める意見として、河川整備が十分できていない状況では条例について県民の理解が得られないのではないかと、河川改修をしっかりと実施していくということを明らかにした上で、条例に対する審議を深めてはどうか、個人の主権の制限をするような規制は、他に命を守る代替手段を全部検討した上で、ない場合に初めて可能になるのではないかと、市町との協議・調整、県民への説明が不十分であるなどの意見が出された。

また、今期定例会で採決を求める意見として、まず条例を制定した上で地域の納得を得ていくべきである、河川整備を推進することといった附帯決議をつけて採決すべきである、危険なところがわかっているのに、手をこまねいているのはどうかなどの意見が出された。

〔結果〕 賛成多数で継続審査すべきものと決した。

##### (2) 請願第 7 号 (仮称) 滋賀県流域治水の推進に関する条例について

〔結果〕 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

- ( 3 ) 請願第 8 号 滋賀県流域治水の推進に関する条例について  
[ 結果 ] 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。
- ( 4 ) 請願第 9 号 滋賀県流域治水の推進に関する条例について  
[ 結果 ] 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

## 2 委員長報告

委員長に一任された。

### 委員会で配付された資料

- 1 滋賀県流域治水の推進に関する条例の制定について
- 2 請願文書表